

# 大里東幼稚園 重要事項説明書

<総則>

## 1 目的及び運営方針

- (1) 本園は、学校教育法第22条及び第23条に基づき幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とします。
- (2) 本園は、教育基本法、学校教育法及び子ども・子育て支援法その他の関係法令を遵守して運営します。
- (3) 本園は、学区住民の幼稚園教育への関心と熱意によって作られた地域の幼稚園であり、「心身ともに健康でたくましい子」に育てたいという願いのもと、体力作りや造形教育に特に力を入れ、人としての土台・生きる力の土台(基礎)作りを行います。

### 教育目標「心身ともにたくましい子」

- ① 徒歩通園を取り入れ、丈夫な心身、粘り強さ、正しい交通ルール、自然の移り変わりを感じる心、保護者や友達・地域住民との触れ合いの中での社会性や思いやり、信頼感を深め育む。
- ② 造形活動や表現活動・自然等に親しむ中で、豊かな感性や表現力・思考力の芽生え、知識・技能の基礎を養う。
- ③ 遊びを中心にした“幼児期にふさわしい生活”を通じて心情・意欲・態度を育む。
- ④ 本園の教職員は、幼児の健やかな成長のために絶えず研修を続け、幼児の主体性を大切にしながら一人一人の良さを認め伸ばし、よりよい成長へと結びつけるよう努める。

## 2 本園の概要

園名	大里東幼稚園
園長名	望月 雅世
運営法人名	学校法人 大里東学園
法人代表者名	理事長 天野 正之
幼稚園所在地	静岡市駿河区高松2526番地の2

## 3 入園資格

本園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とします。

<保育年限・学期及び保育の提供日、保育時間>

## 4 保育年限

本園の保育年限は1年、2年及び3年とします。

## 5 学期

本園では、1年を次の3学期に分けます。

- |      |                |
|------|----------------|
| 第1学期 | 4月1日から8月31日まで  |
| 第2学期 | 9月1日から12月31日まで |
| 第3学期 | 1月1日から3月31日まで  |

## 6 保育の提供日

(1) 本園の保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとします。

(2) 休業日は、次のとおりとします。

ア 日曜日

イ 指定休業日（土曜日）

ウ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

エ 夏季休業7月21日から8月31日まで

オ 冬季休業12月22日から1月6日まで

カ 学年末休業3月18日から3月31日まで

キ 学年始休業4月1日から4月7日まで

ク その他園長が必要と認めた日

## 7 保育の時間

保育時間は、午前8時20分から午後2時00分までとします。

<保育内容、定員及び職員組織>

## 8 保育内容

本園は、幼稚園教育要領に示された5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現等）のねらいが達成されるように総合的に指導します。

## 9 定員及び学級

本園の収容定員・利用定員は次のとおりです。

区分	1号認定こども
収容定員	240人（7学級）
利用定員	59人

## 10 教職員組織及び職務内容

本園の職員組織及び職務内容は、次のとおりです。ただし、教諭等の人数については、在籍園児数により変動することがあります。

職種	員数	職務内容
園長	1名	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
副園長	1名	園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ園児の保育をつかさどる。
教諭	4～7名	園児の保育をつかさどる。
事務職員	1名	園の運営整理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
園医	1名	健康相談、保健指導、健康診断、感染症予防に関する助言指導等を行う。
園歯科医	1名	健康相談、保健指導、歯科検診等を行う。
園薬剤師	1名	園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、健康相談、保健指導等を行う。

<入園、退園、休園、修了及びほう賞>

## 11 入園許可

入園は、園長がこれを許可します。

## 12 入園及び終了、入園に当たっての留意事項

### (1) 入園手続

入園志望者は、入園願書に必要な事項を記入し、園長に提出する必要があります。

### (2) 入園選考

ア 本園は、本園の入園資格を満たす者より入園について申し込みがあったときは、次項に掲げる拒む正当な理由がある場合を除き、これに応じます。

イ 本園は、次のいずれかに該当するときには、本園の入園を拒むことができることとします。

(ア) 利用定員に空きがない場合

(イ) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合

(ウ) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

ウ 利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、入園者を内定します。

(ア) 兄弟姉妹が在籍している者は、優先して入園させる。

(イ) 本園の教育理念に基づき大里東学区・宮竹学区に居住をしている者を前号の次に優先して入園させる。

(ウ) その他の者は、先着順（抽選、面接等）により選考する。

### (3) 利用手続

入園内定者は、本園の利用開始にあたり市より教育・保育給付認定を受け、必要な事項を記載した書面を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとします。

## 13 退園・休園

(1) 退園又は休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出ることとします。

(2) 病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は、退園又は休園させることがあります。

## 14 評価

各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定します。

## 15 修了

園長は、園児が所定の全課程を修了したと認めたときは、修了証書を授与します。

<保育料、実費徴収等>

## 16 保育料、実費徴収等

(1) 本園の利用にかかる納付金は次のとおりとします。

区 分	費用・徴収理由	金 額
基本負担額	保 育 料 (月額)	保護者が居住する市町村が定める額 (幼児教育・保育の無償化に伴い無償)

費用の種類	納付額	徴収の理由
入園受入準備金	35,000円	選考等入園にかかわる事務手続き
教育環境教材費	月額 2,200円	絵画造形教材・教具等

(2) 納付金は、所定の期日までに納入してください。

入園受入準備金は入園申し込みと同時に支払い、毎月の納付金5,200円(教育環境教材費と給食・ビタミンゼリー代※実費徴収欄参照)は、毎月5日までにその月分を納付してください。  
(静岡市農協高松支店へ)

(3) 入園手続き時に納付された入園受入準備金については、入園を辞退した場合でも返還いたしません。ただし、転勤等による入園前の入園辞退の場合に限り全額返還するものとし、返還手数料として1,000円を徴収します。

(4) 実費徴収として以下は保護者に負担していただきます。

給食及びゼリー代	月額 3,000円	給食・ビタミンゼリー代
用品代	実 費	園服・帽子・体操シャツ等
教育保育用品代	実 費	クレヨン・粘土・はさみ等
傷害保険料	年額200円	日本スポーツ振興センター共済
父母の会費	年額 3,000円	父母の会
こどもがまんなかしんぶん(1家庭)	年額250円	全日本私立幼稚園幼児教育研究機構発行紙

(5) 上記の他、行事や平常保育時の写真代を負担いただきます。年長は園外保育や年長お別れ遠足の交通費、卒園製作・アルバム代を負担いただきます。その他、実費が必要になった場合はお知らせいたします。

(6) 預かり保育の料金は、次の表のとおりです。

対象	時間	料金
時間外保育 (休業期間)	標準時間後～午後5時まで	日額300円
	午後5時を過ぎたところで	日額に100円増
	午後5時30分を過ぎたところで	日額に200円増
	午後6時を過ぎ午後6時15分まで	日額に300円増
時間外保育 (長期休業中)	午前8時30分～12時まで(昼食無し)	半日300円
	午後1時00分～午後5時まで(昼食無し)	
	午前8時30分～午後5時まで	日額600円
	午後5時以降	休業期間中と同様

<緊急時の対応等>

## 17 緊急時等における対応方法

- (1) 本園は、保育中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の保護者等に連絡をするとともに、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じます。
- (2) 保育中に事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 本園は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じます。
- (4) 再発防止のための対策については、必要に応じて保護者に周知します。

加入保険会社	日本スポーツ振興センター共済	東京海上日動火災
--------	----------------	----------

## 18 非常災害対策

本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に教職員に周知するとともに、毎年11回の避難及び引き渡し訓練、その他必要な訓練を実施します。

## 19 虐待の防止のための措置

- (1) 本園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。
  - ア 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
  - イ 教職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
  - ウ 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (2) 本園は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、静岡市や児童相談所等適切な機関に通告するものとします。

<その他の重要事項>

## 20 秘密の保持

- (1) 本園の教職員は、業務における知り得た園児・保護者及び家族の情報を第三者に漏らしません。ただし、法令に基づく要請や特段の理由(卒園・転園・退園等)がある場合は、子どもに関しての必要な情報を小学校等の関係各所に提供することがあります。

## 21 苦情への対応

- (1) 本園は、特定教育・保育の提供に係る保護者等からの苦情に対して迅速にかつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。
- (2) 苦情解決の責任主体を明確にするために、苦情解決責任者は園長があたります。園長は苦情受付担当者を任命し、その解決に努めます。苦情受付担当者は、西村あやこになります。
- (3) 苦情は、対面・書面・電話により随時、苦情受付担当者が受け付けます。